

< 記 載 例 >

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

農地等権利移動許可申請書

※窓口への提出日

〇〇年〇〇月〇〇日

宇部市農業委員会会長 様

※住所・氏名は正確をお願いします。

・日本国籍以外の方は、在留資格（経営・管理、永住者、日本人の配偶者等）、又は特別永住者の記入をお願いします。
 ・法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記入してください。

申請者	譲受人 住所	〇〇市大字〇〇×××番地
	(借受人) 氏名	長州次郎
	※所有権を移転する場合のみ記入（注2参照）	
	国籍等（	日本）
	在留資格又は特別永住者（	—）
	譲渡人 住所	〇〇市〇〇町×××番地
	(貸付人) 氏名	宇部太郎

下記のとおり農地等の権利移動の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	市町	大字	字	地番	地目		面積	利用状況	所有者	耕作者	備考
					登記簿	現況					
土地の表示等	宇部市	〇〇	〇〇	×××	田	田	820㎡	一毛作	宇部太郎	長州次郎	賃借権
	宇部市	〇〇	〇〇	×××	田	田	750	一毛作	宇部太郎	長州次郎	—
	宇部市	〇〇	〇〇	×××	田	畑	240	普通畑	宇部太郎	長州次郎	—
		以	下	余	白						
現況地目別面積	田		畑		採草放牧地		計				
	1,570㎡		240㎡		—㎡		1,810㎡				
権利移動の区分	所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他（ ） ※該当するものを○で囲んでください。										
譲受人（借受人）及びその世帯員等が現在耕作し、又は所有している農地等	区分		田 (A)	畑 (B)	計 (A)+(B)	採草放牧地					
	耕作地（所有地）①		5,800㎡	1,100㎡	6,900㎡	—㎡					
	耕作地（借地）②		2,050	0	2,050	—					
	計 ①+②		7,850	1,100	8,950	—					
	貸付地 ③		—	—	—	—					
合計 ①+②+③		7,850	1,100	8,950	—						
申請書作成日	勤務元		氏名		※農業委員会受付欄		面積については、念のため、農地が所在する農業委員会に確認してください。				
	（法人にあってはその事業所）の名称		長州次郎								
	電話番号		〇〇局 〇〇〇〇番				日中連絡可能な番号を記入してください。				

現に耕作されている農地について、所有地、借地、貸付地の別に記入します。

法人にあっては、その事業所の職氏名を記入してください。

日中連絡可能な番号を記入してください。

(裏)

申請者の職業若しくは業種又は業務内容	譲受人 (借受人)	農業 ※自営業の場合は業種を記入してください。						
	譲渡人 (貸付人)	農業 ※自営業の場合は業種を記入してください。						
農地等の権利移動をしようとする事由	譲受人 (借受人)	以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申出があったので、これに応じることにした。 ※具体的に記述してください。						
	譲渡人 (貸付人)	高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、賃借人に譲り渡すことにした。 ※具体的に記述してください。						
農地等の権利移動に係る契約の内容	契約の種類別	売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 その他 ()						
	権利の設定又は移転の時期	※「許可後〇〇日以内」でも結構です。 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
同居同一生計の親族及び本人又は当該親族の行う農業経営に従事する2親等以内の親族につき記入してください。	年間	〇〇〇, 〇〇〇円						
	期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで						
農作業に従事する者の状況	借受人及びその世帯員等	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験年数	通作距離	年間農作業従事日数
		長州 次郎	49	本人	農業	25年	8km	250日
		幸子	47	妻	農業	20	8	150
		由美	21	子	学生	0	-	-
		宏典	18	子	学生	0	-	-
	正夫	75	父	農業	50	9	250	
雇用等による従事者	区分	年間延べ人数	平均農作業経験年数	平均通作距離	年間延べ農作業従事日数			
	現在	0人	一年	-km	-日			
	増員予定	2	30	15	360			
その他参考となるべき事項	〇〇土地改良区加入							

過去1年間の従事日数を記入してください。

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書
- 4 公図の写し
- 5 権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、法人調書
- 6 営農計画書
- 7 耕作証明書
- 8 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、当該権利移動に係る契約書の写し
- 9 その他 ()

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。
- 3 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 4 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容を記入すること。
- 5 「権利移動の区分」欄及び「農地等の権利移動に係る契約の内容」欄の「契約の種類別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

法人調書

（農業生産法人又は一般企業等の場合）

事業の内容	区分		現在			権利取得後								
	事業の内容	生産する農畜産物	水稻				水稻							
		関連事業の内容	稲作作業受託				稲作作業受託							
		農業以外の事業	小売業				小売業							
事業の状況	事業年度		農業			農業以外の事業								
	売上高	3年前（実績）	18,920,650円			－円								
		2年前（実績）	17,290,860			－								
		1年前（実績）	18,235,770			1,750,650								
		申請年（見込み）	19,000,000			3,500,000								
		2年目（見込み）	19,500,000			4,000,000								
		3年目（見込み）	20,000,000			4,500,000								
		構成員の状況	農業関係者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	農地等の提供状況		農業への年間従事日数		農作業の委託の状況	
宇部 太郎				〇市〇〇××番地	日本	－	100	権利の種類	面積	前年度実績	見込み			
	賃借権							500 a	250日	250日	なし			
	賃借権							500	250	250	なし			
	－							－	－	－	田植、稲			
〇〇 〇〇	×市×町×番×号	アメリカ合衆国	経営・管理	50	－	－	60	60	なし					
農業関係者以外														
業務執行役員の状況	役職	氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	年間農業従事日数		年間農作業従事日数						
						前年度実績	見込み	前年度実績	見込み					
						理事長	宇部 太郎	〇市〇〇××番地	日本	－	250日	250日	150日	150日
						理事	長州 次郎	〇市〇町〇番〇号	日本	－	250	250	150	150
						理事	〇〇 〇〇	×市×町×番×号	アメリカ合衆国	経営・管理	60	60	60	60
	以下余白													
使用人の状況														
その他参考となるべき事項														

「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限ります。

注 1 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、「構成員の状況」欄は、記入を要しないこと。

- 2 「事業の内容」欄の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記入すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入すること。
- 3 「事業の内容」欄の「関連事業等の内容」とは、次のものをいう。
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 4 「売上高」欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び農業関連事業の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「農業以外の事業」欄に記入すること。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入すること。
- 5 「構成員の状況」欄の「農業関係者」欄は、農地法第2条第3項第2号イからチまでのいずれかに該当する者について記入すること。
- 6 「農業関係者」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記入すること。また、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入すること。
- 7 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農業関係者」の「農地等の提供の状況」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入すること。
- 8 「使用人の状況」欄は、「業務執行役員」のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記入すること。
- 9 法人の定款の写しとともに組合員名簿又は株主名簿を添付すること。
- 10 承認会社である場合は、その事実を証する書面並びにその構成員の株主名簿及び構成員の議決権の数を記入した資料を添付すること。
- 11 「構成員の状況」欄の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等並びに「業務執行役員の状況」欄及び「使用人の状況」欄の国籍等の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記入すること（ただし、「構成員の状況」欄の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。
国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記入すること。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営 農 計 画 書

（一般農家の場合）

※なるべく具体的に記入してください

農地等に係る権利の取得の目的及び経営の方針	経営規模拡大のため、自己所有農地の周辺の農地及び休耕地を新たに取得し、一体的に耕作することで効率的な営農を行う。
作目及び利用	<p>水稻を作付けするほか、休耕地は畑地転換し、ブロッコリーを栽培する。将来は、更に規模拡大し、ハウス野菜を栽培する予定。</p> <p>申請地を取得後に農作業従事日数を増やす予定のときは、この欄にその旨と、増加後の総日数を記入してください。</p>
必要な作業及びその従事者並びに労力の確保の方法	<p>耕起から収穫までの一連の作業を夫婦で行う。申請地取得後の農作業従事日数は、本人150日、妻200日、父150日の予定。</p> <p>繁忙期には、同じ集落の農家2名の応援を要請するほか、土・日に息子夫婦が手伝うこととしている。</p>
通作の距離、時間及び方法	申請地は自宅から5km～7kmの距離にあり、車で10分程度である。軽トラックで通作する。
農機具の保有状況、購入予定及び保管場所	<p>耕うん機1台、草刈機2台、田植機1台、コンバイン1台及び軽トラック1台を保有している。</p> <p>他に、繁忙期には同じ集落の農家の応援により対応する。</p> <p>農機具は、自宅の農業用倉庫に保管する。</p>
農作物の出荷先	J A O Oに出荷するほか、営農組合で運営する直売所で販売する。
農業協同組合及び農業共済組合への加入状況（予定）	J A O O及びO O共済組合に加入している。
周辺地域における農地等の利用に対する影響及びその調整の状況	<p>水利組合に加入し、水利調整を図る予定。</p> <p>中山間地域直接支払制度の協定農地に編入する予定。</p>
地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	
その他参考となるべき事項	J Aの指導員の営農指導を受ける。

注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。

2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営 農 計 画 書

(農業生産法人又は一般企業等の場合)

※なるべく具体的に記入してください

農地等に係る権利の取得の目的及び経営の方針	柑橘の適地である当地において、高齢化により耕作放棄された果樹園を借り受け、多角的・効率的経営により柑橘の増産を図りたい。
作目及び利用計画	ウンシュウミカン及びイヨカンを栽培する。 減農薬・有機栽培による柑橘の産地化・ブランド化を進める。 また、自社でジュース加工して出荷する。
必要な作業及びその従事者並びに労力の確保の方法	除草、施肥、灌水、防除、収穫等 当法人の従事者3名で対応できる。
通作の距離、時間及び方法	作業従事者は申請地から5km～10kmの範囲内に居住しており、それぞれ軽トラックを保有していることから、通作に支障はない。
農機具の保有状況、購入予定及び保管場所	草刈機2台、噴霧器2台、チェーンソー3台及び動力運搬車2台を保有し、法人の倉庫に保管している。 自走式草刈機1台を新たに購入する予定。
農作物の出荷先	県内スーパー及び生協に出荷する。
農業協同組合及び農業共済組合への加入状況（予定）	〇〇共済組合に加入予定
周辺地域における農地等の利用に対する影響及びその調整の状況	農薬の使用について周辺の営農者と定期的に会合を持ち、お互いに悪影響が出ないように努める。
地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	集落内で行われる鳥獣被害防止対策に協力する。 また、選果場の利用及び運営について、規約を遵守し、他の農家と協調して行う。
その他参考となるべき事項	

注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。

2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。第3号様式（第2条関係）

営 農 計 画 書

(学校法人、社会福祉法人等の場合)

※なるべく具体的に記入してください

農地等に係る権利の取得の目的及び経営の方針	特別養護老人ホームの入所者の体験・実習農場として利用するため、社会福祉法人である申請者が農地を借り受ける。
作目及び利用計画	野菜を中心とする畑耕作を行うこととし、大根、馬鈴薯、玉葱等の野菜を栽培する。 週1回4時間程度、月16時間の作業を予定している。 農作業を通じて、入所者の身体機能の減退防止と、持久力、忍耐力の向上を図る。また、収穫の喜びを通じた意欲の向上、元気増進を図る。
必要な作業及びその従事者並びに労力の確保の方法	施設の入所者40名及び施設職員15名が、草刈、耕うん、収穫等の作業に従事する。 入所者の障害の程度に応じた作業を行う。
通作の距離、時間及び方法	申請地までの距離は、施設から車で5分程度である。 申請地までは、職員が施設の送迎用車両を運転して送り迎えする。
農機具の保有状況、購入予定及び保管場所	耕うん機1台、草刈機2台、管理機1台を近隣の離農者から譲り受ける予定である。 農機具は、施設内の倉庫に保管する。
農作物の出荷先	施設における自家消費を予定している。 余剰生産が出たときは、地区の公民館まつりなどに出荷、販売する。
農業協同組合及び農業共済組合への加入状況（予定）	なし
周辺地域における農地等の利用に対する影響及びその調整の状況	無農薬栽培を予定しているため周辺農地に対する影響は軽微である。 露地野菜を栽培するので、周辺農地との用排水の調整についても特に問題はない。 草刈りは定期的に行い、周辺農地に迷惑をかけないようにする。
地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	
その他参考となるべき事項	入所者への農作業指導は、兼業農家である施設職員が行う。 また、地区内に居住する認定農業者の技術指導を受ける予定である。

注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。

2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

